

**デジタル技術を活用した効率的・効果的な
住民基本台帳事務等のあり方に関する検討会
(第 1 回)**

**事務局提出資料
(住民票コード記載通知の廃止)**

令和 8 年 7 月 総務省

住民票コードに係る地方分権提案について

- 市町村が送付する住民票コード記載通知書を、J-LISが送付する個人番号通知書と一体化することについて、**送付する市町村の事務負担、郵送料負担といった観点から提案がなされている。**
- また、各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体の見解として、**住民への通知自体の廃止**の検討も併せて求められている。

令和7年地方分権改革に関する提案募集における提案

【団体】

中核市市長会（宮崎市）

【具体的な支障事例】

現行制度において、出生や外国人の国外からの転入等があり住民票コードを新規に住民票に記載した場合、市町村長がその者に書面で通知することが住民基本台帳法第30条の3第3項において定められている。

当市においては、**住民票コードの書面通知のために普通郵便を利用しており、1年間で約3,300件（出生約3,000件、外国人の国外からの転入約300件）の事務負担及び郵送料金（年間約36.3万円）がかかる。また、同様に郵送により住民票コードの通知を行っている全国の市町村を合計すると相当の事務負担及び郵送料金がかかっている。**

一方、住民票コードと同様に市町村長が通知を行うことが行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法で定められている**個人番号については**、市区町村における事務負担の軽減と経費節減の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令により**地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が行うこととされている。**

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

システム改修にかかる費用等を検討する際は、今後も値上がりが予想される郵送費と比較することをお願いしたい。

また、**住民票コードの記載等に係る通知の法制上の取り扱いを検討する際は、住民への通知自体を廃止することも検討していたきたい。**平成28年1月1日のマイナンバー制度導入後は、年金受給者現況届等には住民票コードではなくマイナンバーを記入しており、現在、住民が住民票コードを必要とするのは国家資格受験申請時等に住民票の提出を不要とする場合のみだからである。貴省が検討を進める際は、期限を設け、自治体などに対しスケジュールを示して進めることをお願いしたい。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）

住民票コードの記載等に係る通知（30条の3第3項）については、**個人番号通知書の送付と併せて地方公共団体情報システム機構が行うことを含めて、市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和8年度中を目途に結論を得る。**その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

住民票コードについて

- 住民票コードは、**本人が初めて住民票に記載されるときに市町村が付番する、全住民が有する唯一無二の番号。**
- 市町村長は、**住民票コードを付番したときは、速やかに、本人に対して書面で通知**しなければならない（住民票コード記載通知）。
※ 当該通知は、本人が覚知する手段を講ずることにより、国民感情への配慮、個人情報への適正な取扱いや透明性の担保を図ったものと考えられる。
- 本人は、**特段の要件なく、本人に係る住民票コードの変更を請求**することができる。
- 市町村、都道府県、J-LIS及び総務省は、**住民基本台帳事務の遂行に必要がある場合を除き、住民票コードの告知を求めることができない。**その他の者については、**何人も住民票コードの告知の要求が禁止**されている。

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（住民票コードの記載等）

第三十条の三 市町村長は、次項に規定する場合を除き、住民票の記載をする場合には、当該記載に係る者につき直近に住民票の記載をした市町村長が当該住民票に直近に記載した住民票コードを記載するものとする。

2 市町村長は、新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者につき住民票の記載をする場合において、その者がいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者であるときは、その者に係る住民票に前条第一項の規定により機構から指定された住民票コードのうちから選択するいずれかの住民票コードを記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

3 市町村長は、前項の規定により住民票コードを記載したときは、速やかに、当該記載に係る者に対し、その旨及び当該住民票コードを書面により通知しなければならない。

（住民票コードの記載の変更請求）

第三十条の四 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、その者に係る住民票に記載されている住民票コードの記載の変更を請求することができる。

2～4 （略）

（住民票コードの告知要求制限）

第三十条の三十七 市町村長は、この法律の規定による事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、当該市町村の住民以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 都道府県知事は、この法律の規定による事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 機構は、この法律の規定により機構が処理することとされている事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

4 総務省は、その処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し住民票コードの提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

（住民票コードの利用制限等）

第三十条の三十八 市町村長、都道府県知事、機構又は総務省（以下この条において「市町村長等」という。）以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2～5 （略）

住民票コードと個人番号

		住民票コード	個人番号
制度趣旨		行政機関等の事務の合理化を目的とする住基ネットにおいて利用するための唯一無二の番号	手続の簡素化による国民の利便性の向上を図るための民－民－官の関係で利用可能な唯一無二の番号
対象		日本国内に住所を有する全住民	日本国内に住所を有する全住民
付番		・J-LISがあらかじめ市町村に割り当てる重複しない番号の中から指定 ・一度付番されたら永続的に使用 ・本人の請求による変更は可能	・住民票コードを基に生成 ・一度付番されたら永続的に使用 ・本人の請求による変更は可能（漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合のみ）
本人への通知	タイミング	最初に付番されたとき	最初に付番されたとき
	事務主体	市町村長	市町村長（通知主体）・J-LIS（発送事務を担当） ※ 下掲条文参照
利用範囲		市町村及び都道府県が内部事務において利用（一部の事務については国の機関が利用可能）	国・地方公共団体の行政手続や民間の手続等において幅広く活用

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）（抄）

（個人番号の通知）

第七条 法第七条第一項若しくは第二項又は法附則第三条第二項若しくは第三項の規定による個人番号の通知は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により、当該個人番号及び次に掲げる事項が記載された書面（以下「個人番号通知書」という。）を送付する方法により行うものとする。

- 一 氏名
- 二 出生の年月日
- 三 個人番号通知書の発行の日

（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）

第二十三条の二 法第十六条の二第八項の総務省令で定める事務は、次に掲げるものとする。

- 一 個人番号通知書、交付申請書の用紙及びこれらに関連する印刷物（この号及び第三十六条第二項第二号において「個人番号通知書等」という。）の作成及び発送（受取人の住所及び居所が明らかでないことその他の理由により返送された個人番号通知書等の再度の発送を除く。）

二～五（略）

住民票コードの性格の変遷①

〔平成14年：住基ネットの構築・住民票コードの付番開始〕

- 各市町村で管理する住民票の情報を全国共通で利用可能とするため、唯一無二の番号である住民票コードを全住民に付番。
- 特に、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、**行政機関等が、確実に本人を一意に特定する符号として利用**されることが想定され、住基ネットを利用する行政事務の遂行のために必要な場合には、**住民票コードの告知を求めることが認められていた**。
- 他方で、本人に係るプライバシー侵害の危険性を考慮して、**民間利用については禁止**（住基ネットを利用する行政機関等以外の者に係る告知要求を制限）されたほか、本人は、**特段の要件なく住民票コードの変更を請求することが可能**とされた。

〔平成27年：個人番号制度の創設・住民票コードの性格の変容〕

- 社会保障・税の分野を中心とした幅広い行政分野において、各行政機関等がそれぞれ管理・保有している個人の情報について、同一人の情報であることを確認し、連携することを目的とする**個人番号制度**が創設され、**全住民に付番された唯一無二の番号**であり、かつ、**「民－民－官」で利用可能な符号**として、**住民票コードを基礎として生成する個人番号**を全住民に付番することとされた。
- 個人番号制度の創設により、住民票コードは、
 - ・ **個人番号や情報提供ネットワークシステムを通じて情報の提供等を行う際に使用する連携符号の生成**
 - ・ **市町村及び都道府県における住民基本台帳事務※や内部事務**においてのみ利用することとされた。
- **国の機関**については、
 - ・ **住基ネットにおける本人確認情報の検索には、住民票コードに代わり、個人番号を利用**
 - ・ **告知要求制限等の規定を設け、住民票コードの取得を禁止**するなど、**行政事務における本人の特定は、住民票コードに代わり、個人番号によることとされ、本人による住民票コードの利用は原則禁止された**。

※ 現在も本人から住民票コードの提供を求めている住民基本台帳事務は以下のとおり。

・**転入届** ・**住民票の写しの広域交付請求** ・**住民票コード変更請求** ・**旧氏及び旧氏の振り仮名の記載請求** ・**通称の記載申出**

このうち、

・**転入届**

→転出元市町村が発行する転出証明書又は通知する転出証明情報に住民票コードが記載されているため、実務上は、転入先市町村が当該転出証明書又は転入証明情報の住民票コードを確認のうえ、記入して対応

・**住民票の写しの広域交付請求、旧氏及び旧氏の振り仮名の記載請求、通称の記載申出**

→住民票コードに代わり生年月日及び男女の別を記載することにより手続を行うことも可能としており、住民票コードが必須とされている手続は、**住民票コード変更請求**のみである。

住民票コードの性格の変遷②

住民票コードの告知要求及び利用に係る経過措置

- **個人番号制度の創設時に、現に住基ネットにおいて住民票コードを利用していた機関**については、住民票コードから個人番号の利用へと切り替える必要があった。
- 当該機関における法令の規定の整備や、所要のシステム改修にかかる期間・コスト等を考慮し、経過措置として、**当分の間、住民票コードの告知要求及び利用を認める**こととしており、現在も本人から住民票コードの提供を受けて住基ネットを利用している機関が存在している。
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第22条）
※ 現行、個別法令において、当該経過措置に基づき「住民票コード」の取得・利用に係る規定を設けている例は、15法令存在する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）（抄）

（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二條 当分の間、前条の規定による改正後の住民基本台帳法（以下この条において「第四号新住民基本台帳法」という。）別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人（第三号旧住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げられていた国の機関又は法人に限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の九に規定する求めがあった場合における第四号新住民基本台帳法の規定の適用については、同条中「（以下「機構保存本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のもの」とあるのは「（以下「機構保存本人確認情報」という。）」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十七第四項中「総務省」とあるのは「別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省」と、「住民票コードの提供」とあるのは「本人確認情報又は住民票コードの提供」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「機構又は総務省」とあるのは「機構、別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省」とする。

2～7 （略）

経過措置に係る最近の状況

- 住民票コード記載通知書は、大半が初めて付番される出生時に送付されるため、行政手続において本人が住民票コードを提供する際には、通知書の紛失等を理由に**住民票の写しの交付を受けて改めて住民票コードを確認している場合が多い**。
- これを踏まえ、当該住民票の写しの交付に係る市町村の事務負担を軽減するため、令和8年2月に各省庁に対して、**住民票コードを利用している住基ネット利用事務については、住民票コードの利用が経過措置として認められている旨を踏まえた運用の見直しや、基本4情報による住基ネット検索の徹底**を求めたところ（後掲（参考））。

検討の方向性

経過措置について

- 個人番号制度の創設以降、個人番号を利用することを前提として、国の行政事務における住民票コードの利用は禁止されており、原則として、住民票コードの告知要求等が禁止されている。
 - 住基ネット利用機関による住民票コードの利用は、「当分の間」認められている経過措置であり、将来的に個人番号の利用へと切り替えることが求められている。
- ⇒ デジタル庁と連携して住民票コードから個人番号の利用への切替えを促すことにより、経過措置を廃止することも考えられるのではないか。

住民票コード記載通知について

- 個人番号制度の創設により、住民票コードは、国の行政事務等において用いられる符号から、市町村または都道府県の内部事務において用いられる符号へと性格が変遷している。
 - また、それに伴い、住基ネットの構築当初に比べて、社会生活において本人が住民票コードを利用する機会は遡減しており、上記のとおり経過措置の廃止が行われた場合には、行政手続における住民票コードの利用は完全に廃止され、住民票コードを利用する機会はさらに減少することとなる。
 - ※ 住民基本台帳事務においても、本人の手続の際に住民票コードが必須となるのは、住民票コードの変更請求のみ
- ⇒ 本人にとっての必要性、紛失等による個人情報漏えいリスク及び市町村の事務負担等を踏まえれば、本人に対する住民票コード記載通知を廃止することも考えられるのではないか。
- ※ 検討に当たっては、本人が覚知する手段を廃止することの正当性やシステム改修に係るコスト等を考慮する必要がある。

今後の対応方針

- ⇒ 住民票コードの利用実態の全体像を正確に把握するため、まずは、全省庁を対象として、現に住民票コードを利用している事務について悉皆的に調査を行うとともに、実際に利用している事務についてヒアリングを行うこととする。

(参考) 基本4情報を用いた住基ネットの利用の徹底について

- 住基ネット利用事務の中には、本人から提供を受けた住民票コードを用いて検索を行っているものがあり、本人が住民票コードの把握のために住民票の写しを取得しているところ、令和7年分権提案において、住基ネットで用いる住民票コードの把握のために本人が取得する**住民票の写しの発行に係る市町村の負担を軽減するため**、各府省における運用の見直しを求める提案があった。
- これを受けて、令和8年2月に**住民票コードを利用している住基ネット利用事務については、住民票コードの利用が経過措置として認められている旨を踏まえた運用の見直しや、基本4情報による住基ネット検索の徹底を求めたところ**。（「住民基本台帳ネットワークシステムの利用における基本4情報による検索の徹底（令和7年地方分権改革に関する提案募集関係）について」（令和8年2月16日付け総行住第22号））

令和7年地方分権改革に関する提案募集における提案

【団体】

中核市市長会（西宮市）

【具体的な支障事例】

不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条では、申請情報を登記所に提供して登記申請を行わなければならないとされている。申請情報に当たっては、住民票の写し、住民票コード確認書等を提供することによって行われる場合が多く、市区町村には、それらを発行するための負担が生じている実情がある。実際、中核市の中には住宅家屋用証明書申請ベースで年間2,500件以上の不動産登記申請が行われていると推定している市があり、**住民票の写し、住民票コード確認書等の発行事務に係る負担は非常に重い**。また、不動産登記申請のほかに、司法試験や司法試験予備試験の受験願書の受理事務や、道路運送車両法に基づく自動車の変更登録の申請の受理事務についても、住基ネットが利用可能にもかかわらず、住民票の提出又は住民票コードの提供を求めている。

住民の利便性向上を図るとともに、今後の自治体行政を維持する上で、住民票の写し、住民票コード確認書等の発行件数を減少させることは不可欠であることから、上記の事務のように**住基ネット利用可能な事務については、住民票の写しの提出や住民票コードの提供をしなくとも申請が可能となるよう、関係府省において所要の規定の整備、運用の見直し等の対応を講じられたい**。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）

住民票の写し等の交付（12条から12条の4）及び住民票コードの再通知のため市区町村が独自に作成する書面の交付については、交付件数の削減により市区町村の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

- ・ 既に**住民基本台帳ネットワークシステムが利用可能な事務については**、当該システムにおいて**基本4情報**（氏名、生年月日、性別及び住所）により本人確認情報（30条の6第1項）を**照会することを徹底**するよう、関係機関に令和7年度中に通知する。